資料３

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

外国人介護人材の受入れについて（最近の動向）

令和7年2月3日

厚生労働省　東海北陸厚生局

介護分野における
特定技能制度について

外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定）（インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」（H29．９／１～）	技能実習（H29．11／１～）	特定技能１号（H31．４／１～）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転（注３）	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ

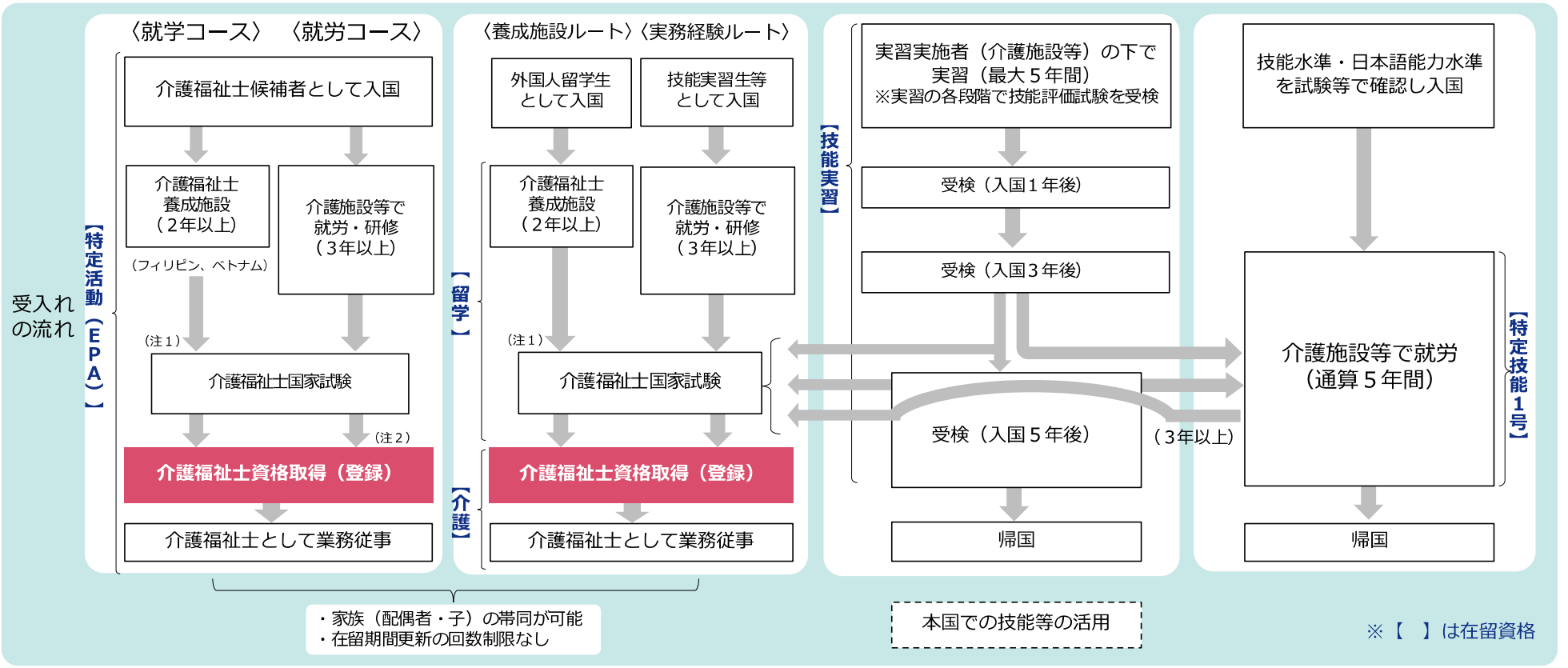

（注１）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和８年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注２）４年間にわたりＥＰＡ介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能１号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

（注３）技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和６年６月14日に成立し、原則３年以内の施行となっている。

介護分野の外国人在留者数

在留資格	在留者数
ＥＰＡ介護福祉士・候補者	在留者数：2,858人（うち資格取得者505人） ※2024年11月１日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：10,468人 ※2024年６月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：15,909人 ※2023年12月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：39,011人 ※2024年８月末時点・速報値（入管庁）

介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

○　介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した2019年以降、継続して増加。
○　直近の2024年８月末の在留者数は約３万9,000人であり、過去最多となっている。

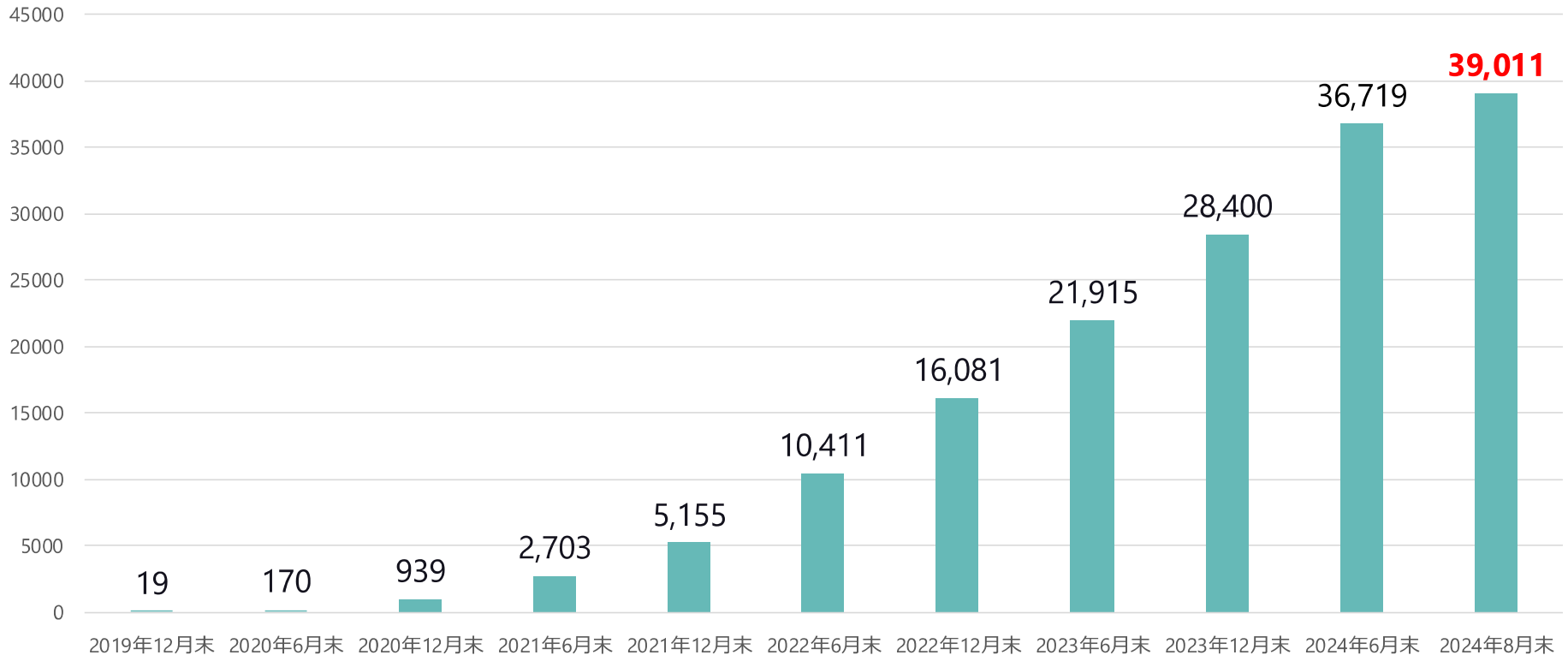

（出典）出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

制度概要　特定技能の在留資格について

○　深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」を創設（平成３１年４月から実施）

○　**特定技能１号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：　２４５，７８４人（令和６年５月末現在、速報値）

○　**特定技能２号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：　９８人（令和６年５月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、**自動車運送業**、**鉄道**、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、**林業**、**木材産業**（１６分野）

（下線部は特定技能２号でも受入れ可。太字は特定技能１号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）
（「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

特定技能１号のポイント

在留期間	１年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限５年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能２号のポイント

在留期間	３年、１年又は６か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

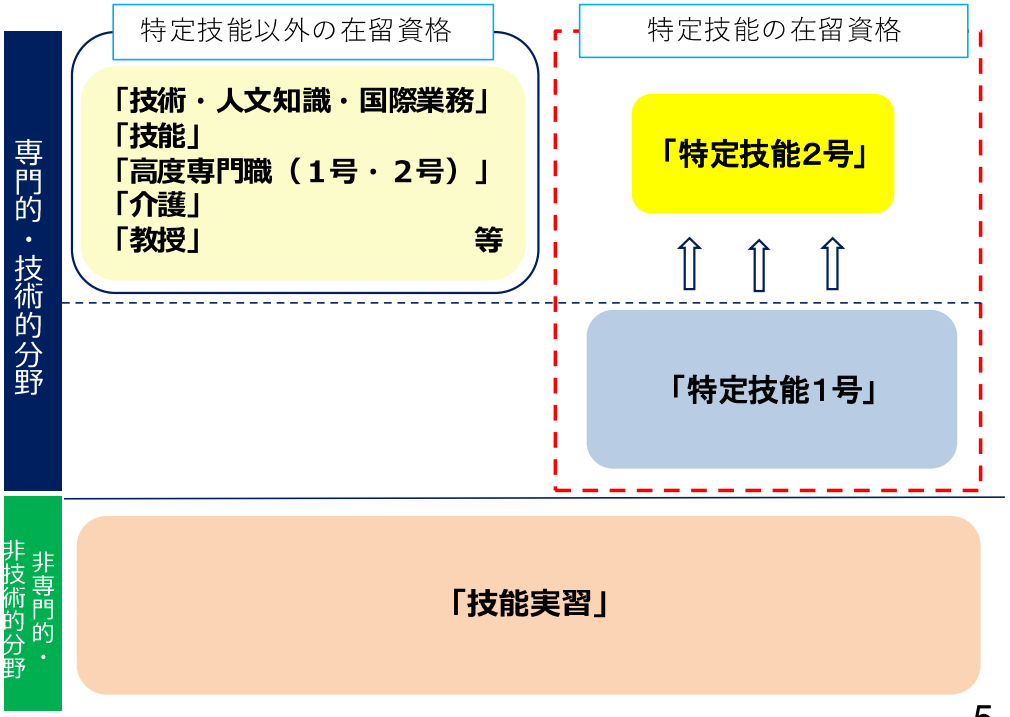

他の在留資格から「特定技能１号」への移行について

EPA介護福祉士候補者

○　EPA介護福祉士候補者として入国し、４年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者（※）については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、「特定技能１号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

○　「特定技能１号」に移行することにより、さらに最長で５年間、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

（※）具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、「合格基準点の5割以上の得点であること」「すべての試験科目で得点があること」について、地方出入国在留管理官署で確認。

技能実習「介護」

○　「技能実習２号」（技能実習生として入国して３年目）を良好に修了した者は、「特定技能１号」への移行に当たり、技能試験・日本語試験の合格を免除。

○　「特定技能１号」に移行することにより、さらに最長で５年間、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

特定技能制度の受入れ見込数の再設定（令和６年３月２９日閣議決定）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

受入れ見込数の再設定

○　特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう５年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定め、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数を記載。

○　制度開始時に設定した、令和元年度から５年間の受入れ見込数の期限が、令和５年度末に到来。

○　令和６年３月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和６年４月から５年間の受入れ見込数を設定（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

受入れ見込数の算出方法

○　各分野において、５年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

受入れ見込数＝５年後の人手不足数－（生産性向上＋国内人材確保）

令和６年４月からの受入れ見込数等

（人）

	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数（令和５年12月末現在：速報値）	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312					**208,425**
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000					**345,150**
令和５年度末までの受入れ見込数（※1）	**50,900**	**20,000**	**49,750**	**34,000**	**11,000**	**6,500**	**1,300**	**11,200**	**36,500**	**6,300**	**87,200**	**30,500**					**345,150**
令和６年４月から５年間の受入れ見込数（※2）	**135,000**	**37,000**	**173,300**	**80,000**	**36,000**	**10,000**	**4,400**	**23,000**	**78,000**	**17,000**	**139,000**	**53,000**	**24,500**	**3,800**	**1,000**	**5,000**	**820,000**

※１　コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和４年８月に見直した受入れ見込数。
※２　受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- ○ 試験言語：現地語
- ○ 実施主体：厚生労働省（注）
- ○ 実施方法：コンピューター・ベースド・テスティング（CBT）方式
- ○ 開始時期：平成31年４月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」（※）

- ○ 実施主体：独立行政法人国際交流基金（注）
- ○ 実施方法：コンピューター・ベースド・テスティング（CBT）方式
- ○ 開始時期：平成31年４月

＋

「介護日本語評価試験」

- ○ 実施主体：厚生労働省（注）
- ○ 実施方法：コンピューター・ベースド・テスティング（CBT）方式
- ○ 開始時期：平成31 年４月

（※）又は「日本語能力試験（N4以上）」
（注）試験実施及び運営等はプロメトリック株式会社において行っている

試験の実施状況

《これまで》

- ○ 2019年４月からフィリピン、９月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年２月からミャンマー、2020年11月からタイ、2022年１月からインド、スリランカ、３月からウズベキスタン、2023年２月からバングラデシュ、2024年３月からベトナムにおいて順次実施。
- ○ これまで介護技能評価試験に計101,719名、介護日本語評価試験に計97,784名が合格（2019年４月～2024年９月試験の実績）。

《今後》

- ○ フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、ベトナム、日本（47都道府県）において、引き続き実施予定。
- ○ また、実施環境が整った国から順次実施。

特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施状況

試験の実施状況

○ 2024年９月時点で日本国内（47都道府県）及び海外12カ国（フィリピン・カンボジア・ネパール・インドネシア・モンゴル・タイ・ミャンマー・インド・スリランカ・ウズベキスタン・バングラデシュ・ベトナム）において試験実施済み。

○ これまで**介護技能評価試験**に計**101,719**名、**介護日本語評価試験**に計**97,784**名が合格（2019年４月～2024年９月試験の実績）。

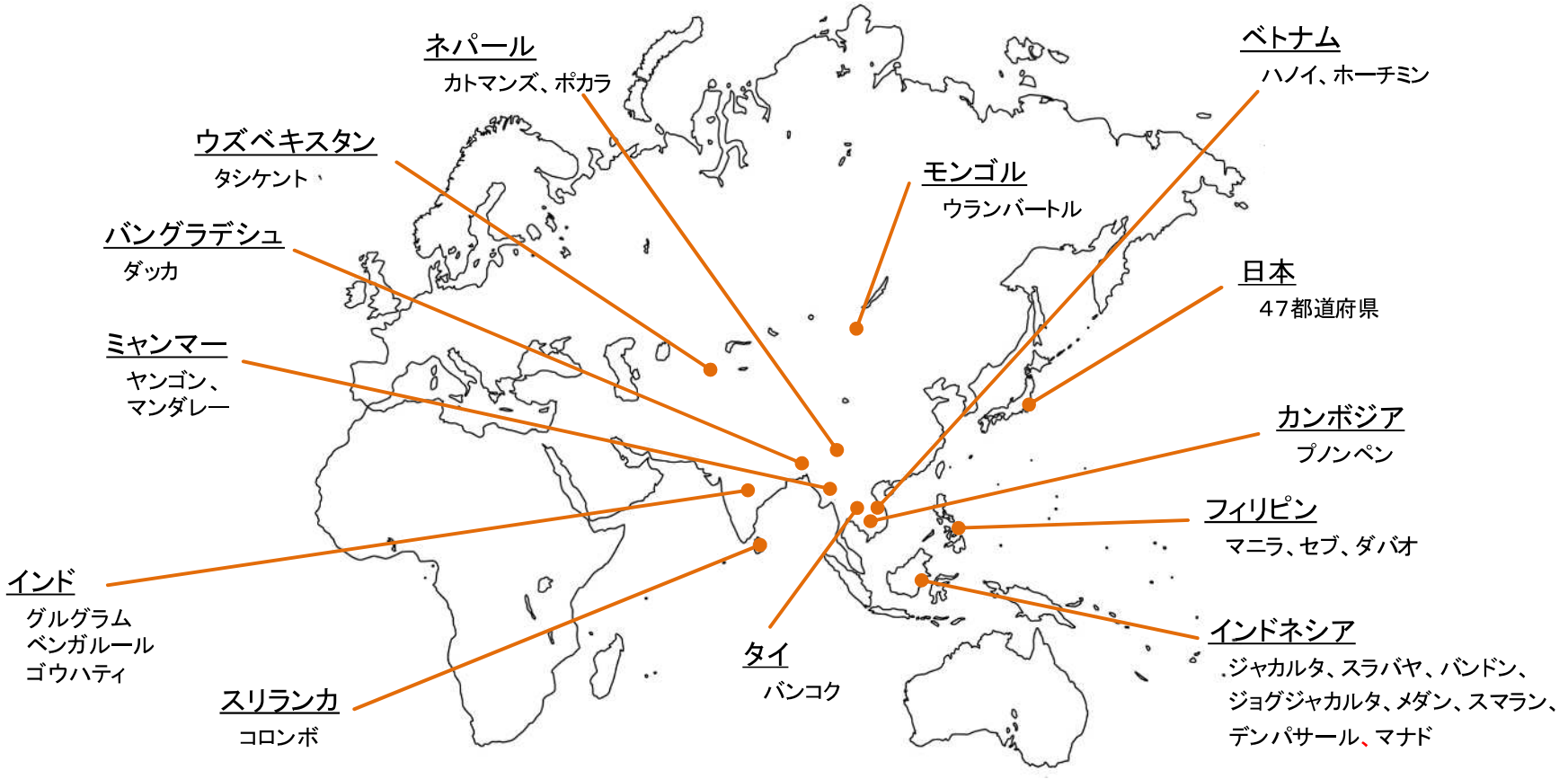

「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格者数推移

○　「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の累計合格者数は、両試験とも９万７千人以上となっている。
○　令和４年度と令和５年度を比較すると、国内での合格者は微減である一方で、海外での合格者は約２倍となっている。

介護技能評価試験

累計合格者数：**101,719**人（平成31年４月～令和６年９月末までの実績・**青字**の合計）
（国内合格者数：37,992人、海外合格者数：63,727人）

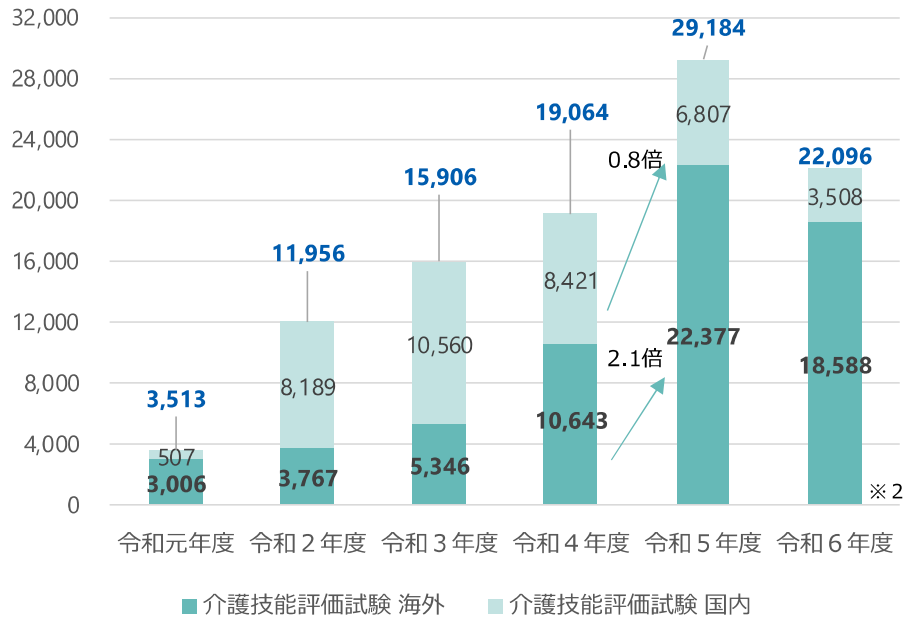

介護日本語評価試験

累計合格者数：**97,784**人（平成31年４月～令和６年９月末までの実績・**赤字**の合計）
（国内合格者数：38,375人、海外合格者数：59,409人）

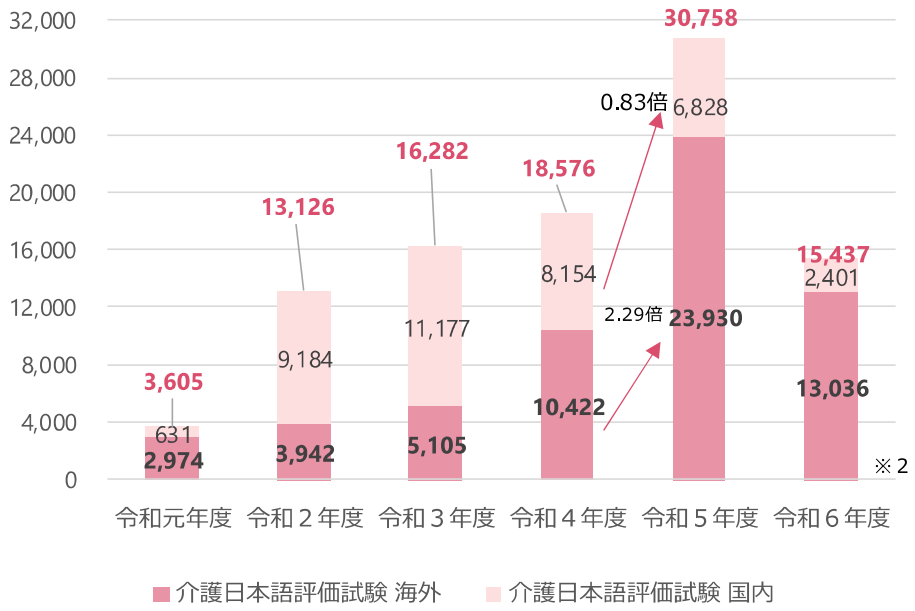

※１　「介護技能評価試験等実施事業」実施者であるプロメトリック株式会社より令和６年10月末時点で提供されたデータを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。
※２　令和６年度の数値は令和６年４月～令和６年９月の実績。

令和6年度予算関係資料

外国人介護人材確保の関連予算事業

凡例　入＝入国支援　定＝定着支援　学＝学習支援　受＝受入環境整備

	対象の主な在留資格	事業名	事業内容（令和６年度）
	EPA介護福祉士・介護福祉士候補者への支援		
学 定	EPA	１．外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
学	EPA	２．外国人介護福祉士候補者学習支援事業	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
学	EPA	３．外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助 ※障害者施設は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施
	民間団体等による外国人介護人材受入環境整備等（補助事業）		
入 定	特定技能	４－１．介護技能評価試験等実施事業	特定技能１号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
学	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学　等	４－２．介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施
入 定	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学　等	４－３．外国人介護人材受入・定着支援等事業	・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施 ・海外において日本の介護をＰＲし、就労を希望する特定技能１号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施
	都道府県等による外国人介護人材受入環境整備等（地域医療介護総合確保基金事業等）		
入	留学	５－１．外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
入	留学・特定技能等	５－２．外国人留学生及び１号特定技能外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
入 学 定	技能実習・特定技能・留学　等	６．介護福祉士修学資金等貸付事業	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。５年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除する。
学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学　等	７．外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成
学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学　等	８．外国人介護人材研修支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

※メニュー事業の全体

令和６年度当初予算額　　97億円（137億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和４年度交付実績：47都道府県）

※赤字下線（令和6年度拡充分）
＊付き下線（事業の類型化）

参入促進

○ 地域における介護のしごとの魅力発信
○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
○ 介護未経験者に対する研修支援（＊）
○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援（＊）
○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化（＊）
○ 人材確保のためのﾎﾟﾗﾝﾃｨｱﾎﾟｲﾝﾄ活用支援
○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や１号特定技能外国人等の受入環境整備
○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 等

資質の向上

○ 介護人材キャリアアップ研修支援
・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護ｷｬﾘｱ段位におけるｱｾｯｻｰ講習受講
・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
○ 潜在介護福祉士の再就業促進
・知識や技術を再確認するための研修の実施
・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握（＊）
○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
○ 地域包括ｹｱｼｽﾃﾑ構築に資する人材育成
・生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの養成のための研修
○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
○ 介護施設等防災リーダーの養成
○ 外国人介護人材の研修支援
○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援　　等

労働環境・処遇の改善

○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修
○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及
・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備（＊）
・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ ICT）の導入支援
・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援（＊）
○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
○ ハラスメント対策の推進
○ 若手介護職員の交流の推進
○ 外国人介護人材受入施設等環境整備　　等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援（＊）　○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

拡充

外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び１号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和６年度当初予算額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

1 事業の目的・概要

○　介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。

○　昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを支援することは必要。

○　このため、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

2 事業のスキーム・実施主体等

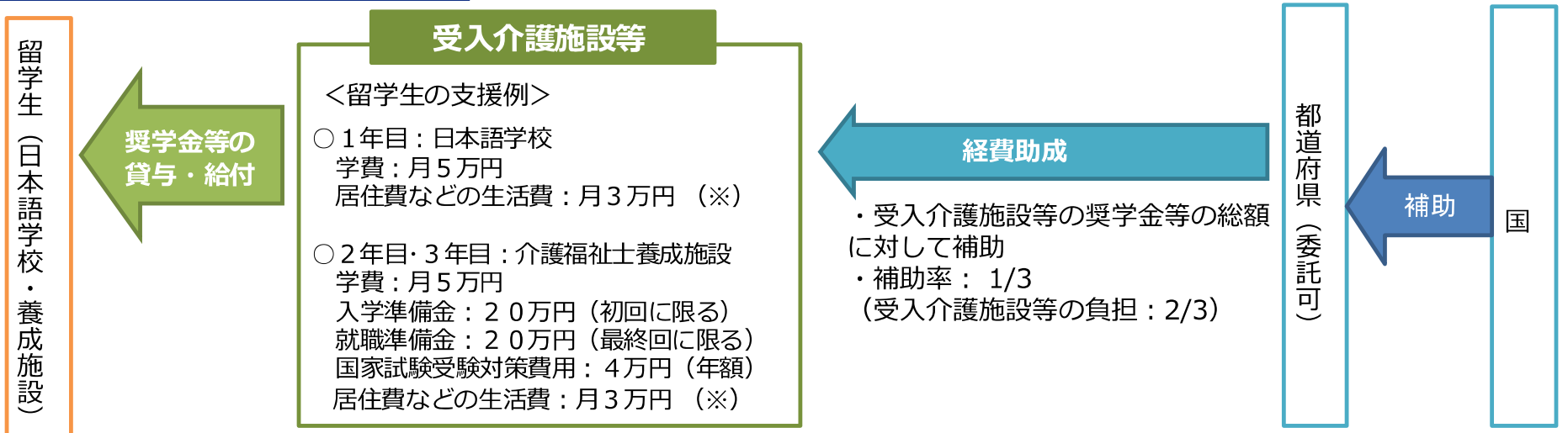

※　居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り
1　月２万円まで加算。
2　入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月５万円まで加算。

3 事業実績

◆ 実施自治体数：28道県※　令和３年度実績

外国人留学生及び１号特定技能外国人のマッチング支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び１号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和６年度当初予算額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

１　事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）
①　マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
②　現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う　など

２　事業のスキーム・実施主体等

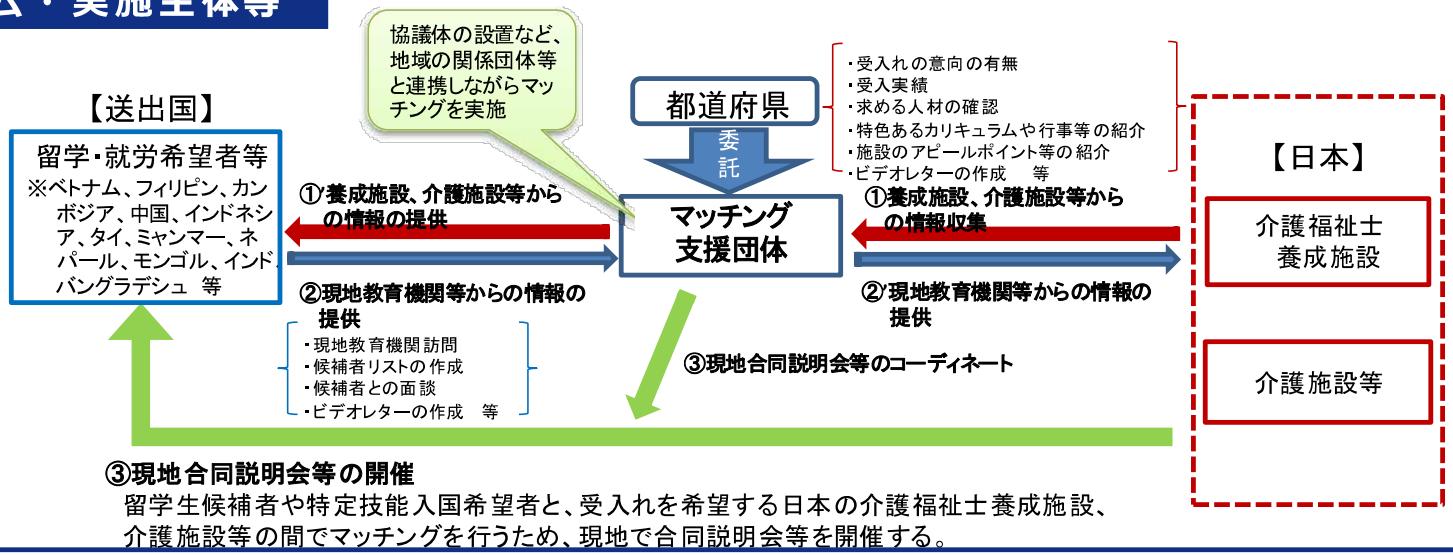

③現地合同説明会等の開催
留学生候補者や特定技能入国希望者と、受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等の間でマッチングを行うため、現地で合同説明会等を開催する。

３　実施主体等

◆ 実施主体：都道府県
◆ 補 助 率：　２／３

留 特 技 入 学 定

介護福祉士修学資金等貸付事業

○　今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対する修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

事業実施のイメージ

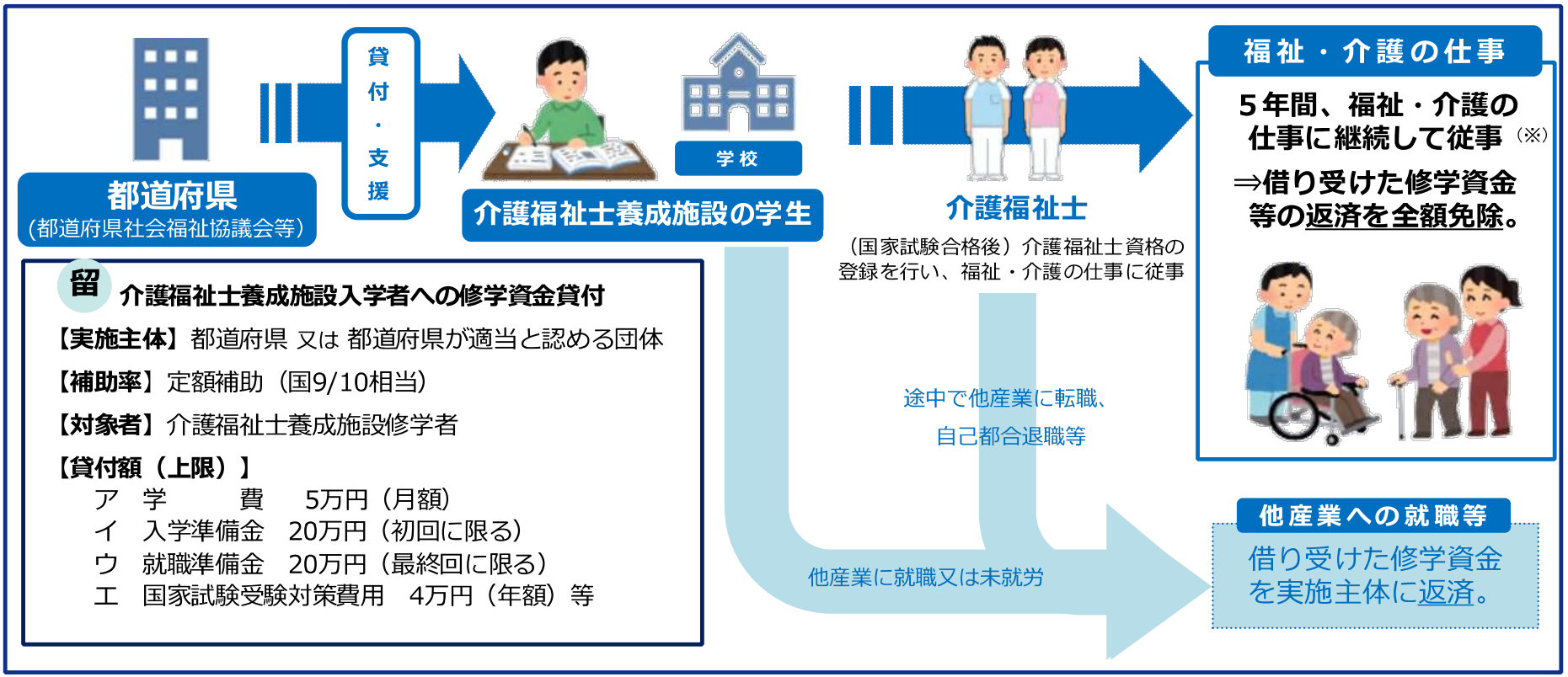

（※）･･･過疎地、離島、中山間地域等については、3年間、福祉・介護の業務に従事した場合、全額返還免除

介護福祉士修学資金等貸付事業の概要

事業の種類　「介護福祉士修学資金等貸付事業」の介護福祉士の資格取得に係るもののうち、外国人が利用することが想定されるもの。

	貸付事業の種類	概要	貸付額	返済免除要件
留	介護福祉士修学資金	介護福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	学　　費　5万円（月額） 入学準備金　20万円（初回に限る） 就職準備金　20万円（最終回に限る） 国家試験受験対策費用4万円（年額）等	介護福祉士の資格取得後、５年間介護業務に従事
技 特	実務者研修受講資金	実務者研修施設の学生に授業料等の費用を貸付け	２０万円以内	介護福祉士の資格取得後、２年間介護業務に従事

実施主体　４７都道府県の社会福祉協議会（一部、社会福祉事業団）

貸付原資　国から都道府県経由で各都道府県社会福祉協議会に対し、貸付原資と事務費を補助金により間接補助。

全 学 受

外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和６年度当初予算額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率　：2/3
実施主体：都道府県

【事業目的】

○　外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。

○　こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

➢介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
➢多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費　など

資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

➢介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
➢外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費　など

外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感＜外国人介護職員を受け入れたことがない施設＞

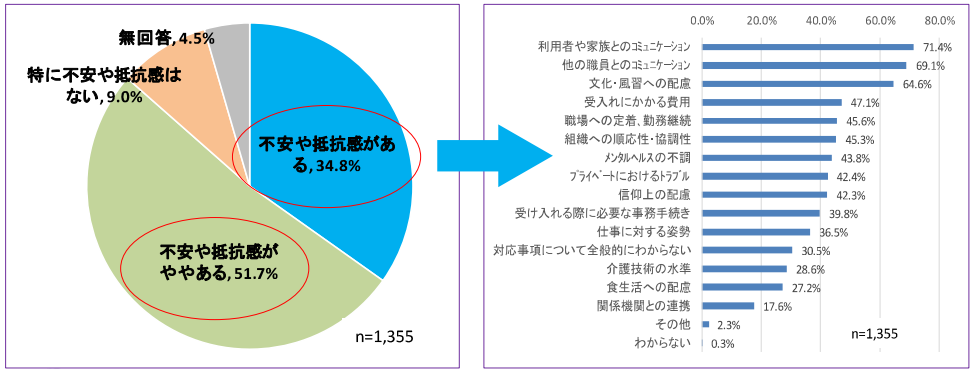

（出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）
（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

➢留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費　など

全 学 受

外国人介護人材研修支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和６年度当初予算額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率　：2/3
実施主体：都道府県

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における１号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

（１）介護職種の技能実習生及び介護分野における１号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

○　技能実習生や１号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
- 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
- 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることとしている。

○　介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。

※　別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

（２）外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

○　外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
- 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
- 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

（３）研修講師等の指導者養成研修の実施

○　上記（１）（２）に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

介護の日本語学習支援等事業

全 学

令和６年度当初予算額　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　5.6億円の内数
令和５年度補正予算額　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　2.4億円の内数

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率　定額補助
実施主体　民間団体(公募による選定)

１．介護の日本語WEBコンテンツの運用等

➢外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
➢WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

２．学習教材の作成等

➢外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
　また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
➢自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

３．外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

➢技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
➢外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。

４．介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

➢外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、
　講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ

特定技能評価試験 学習テキスト

＊11言語に翻訳済み（改訂版は14言語）

介護の日本語 テキスト

＊11言語に翻訳済み

外国人のための介護福祉士国家試験一問一答

＊11言語に翻訳済み

外国人のための介護福祉専門用語集

＊11言語に翻訳済み

介護の日本語WEBコンテンツ（にほんごをまなぼう）について

にほんごをまなぼう とは

日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツであり、日本語能力試験のN3程度合格や特定技能評価試験対策などを目的とした学習支援ツール。

介護の日本語学習支援等事業の一環として、日本介護福祉士会が開設・運営。

「学習目標の設定」「介護の専門用語検索」「小テスト」模擬試験」といった学習コンテンツを搭載

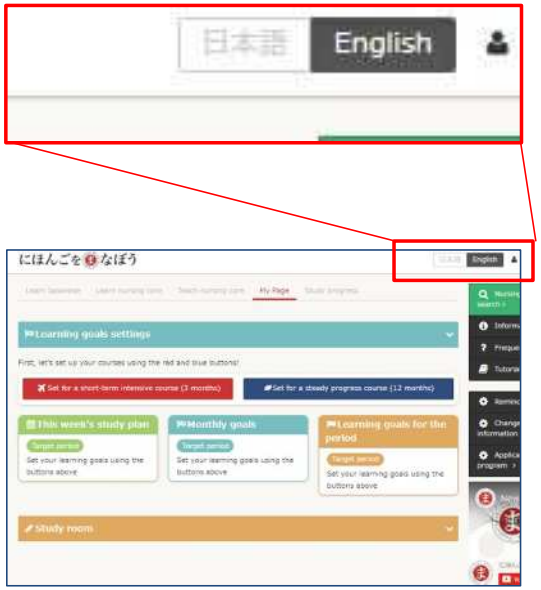

オペレーション言語は2言語で対応（日本語・英語）
※令和6年度多言語に対応予定

オンラインでレベル（N2・N3）にあわせたドリル（問題）を提供

１１か国語に翻訳した「介護福祉士国家試験一問一答」等や日本人（技能実習生指導者等）向けのコンテンツを掲載

※　介護の特定技能評価試験学習テキスト改訂版（令和5年度改訂）は14か国語に翻訳

介護の日本語WEBコンテンツ（にほんごをまなぼう）について

近年の機能追加

【事前テスト】
日本語学習コンテンツ利用開始に必要な習得レベルを確認する機能追加
【ホーム画面導線簡略化】
カテゴリー毎にタブ分けし、「日本の介護を伝える」カテゴリーに
難易度・タグによるコンテンツ検索機能追加
【カテゴリー追加】
「日本の介護を伝える」カテゴリーを追加し、介護及び日本語
指導者向けコンテンツ（オンライン講習プログラム等）搭載
【簡易学習目標設定】
短期集中コース／コツコツコースの自動設定追加
【専門用語翻訳機能】
介護福祉専門用語、翻訳（日本語発声）機能追加
【デジタルインセンティブ機能】
継続学習促進、ドロップアウト対策として、
学習目標、ログイン履歴と連動した「季節の花育成ゲーム」搭載
【オペレーション言語追加】
ホーム画面で操作言語を選択（日本語／英語）可能
【上位日本語学習コンテンツ追加】
「日本語を学ぶ」N2レベル学習に対応
【テキストのドリル化】
「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」のテキストのドリル化
「外国人のための介護福祉士専門用語集」のテキストのドリル化

学習教材（外国人向け各種テキスト）の作成

英語　クメール語　ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ語　ネパール語　モンゴル語　ベンガル語
ウズベク語　ビルマ語　ベトナム語　中国語　タイ語　日本語

介護の特定技能評価試験 学習テキスト

※令和５年度改訂版は日本語を含む15言語対応（ヒンディ語・ウルドゥー語・タガログ語）

「特定技能」の「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格を目指して知識を習得するための学習用テキスト
対応言語数：12か国（日本語を含む）

外国人のための 介護福祉専門用語集

外国人の方が介護現場で働くときに使う、介護福祉分野の専門用語を学ぶための教材

対応言語数：11か国

外国人のための 介護福祉士国家試験 一問一答

介護福祉士試験の合格を目指す外国人の方向けの教材

対応言語数：12か国

※　上記のテキストはすべて無料で利用可能であり、厚生労働省ホームページ等で公開している。
（掲載先）厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

全 入 定

外国人介護人材受入・定着支援等事業

令和６年度当初予算額　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　５.６億円の内数

１　事業の目的

○　本事業は、

・国内や海外において日本の介護をＰＲすること等により、

・介護分野における１号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入れを促進するとともに、

・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、

・介護分野における１号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、

外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

２　事業の概要・スキーム

補助率　　定額補助
実施主体　民間団体(公募による選定)

１．情報発信（ WEBやSNS を含む）

➢介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。

➢広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

２．相談支援の実施

➢外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

３．１号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

➢介護分野の１号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。　など

４．その他の相談支援等

➢協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。

➢介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。

海外に向けた日本の介護についてのＰＲ

「Japan Care Worker Guide」の運営

○　９言語に対応
英語　インドネシア語　クメール語　ネパール語　ミャンマー語
モンゴル語　タイ語　ベトナム語　日本語

○　各国出身の外国人や一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載するなど、外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載

○　Facebookファンは約11万人

アンバサダーを活用した情報発信

○　日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして活動。WEB・SNSを活用した情報発信の強化を実施。

海外向けのオンラインセミナーの開催

○　施設と中継で繋ぎ、実際に日本の介護施設で働く外国人の方から参加者の質問に答えていただくなどのプログラムを提供。

○　令和２年から10か国で計23回開催

実施国	実施日				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年	令和６年（予定）
インドネシア	令和２年11月26日	令和３年10月27日	令和４年11月10日	令和6年１月10日	令和7年1月
モンゴル	令和２年12月16日	令和３年10月30日	―	―	―
カンボジア	令和２年12月20日	令和４年１月21日	―	令和５年12月4日	―
ミャンマー	令和３年１月19日	―		―	―
フィリピン	令和３年１月20日	令和３年11月27日	令和５年11月25日	令和5年11月22日	令和6年8月27日
ネパール	令和３年２月５日	―	―	令和６年２月８日	―
タイ	―	令和３年12月20日	令和５年2月15日	―	―
ベトナム	―	令和３年11月10日	令和４年10月5日	令和5年9月27日	令和6年10月10日
スリランカ	―	令和４年１月11日	―	―	令和6年11月
バングラデシュ	―	―	令和５年3月2日	―	調整中
インド	―	―	―	―	令和6年10月21日～25日・11月

○「Japan Care Worker Guide」ホームページ：https://japancwg.com/
○Youtubeチャンネル：https://www.youtube.com/channel/UCkYaJOlEX05Ni9Yu96Wr_ew

Japan Care Worker Guideについて

Japan Care Worker Guide とは

日本の介護の仕事や日本語学習等の役に立つ情報を外国人に分かりやすく発信。

外国人介護人材受入促進事業の一環として、Japan Care Worker Guide運営事務局が開設・運営。

海外の日本語学校・福祉等を学ぶ学生等を対象とした外国人向けオンラインセミナーなどのイベント情報や映像等を掲載

合計9言語対応（英語　インドネシア語　クメール語　ネパール語　ミャンマー語　モンゴル語　タイ語　ベトナム語　日本語）　※令和6年度内にタガログ語、ヒンディー語を追加　計11言語対応の予定

外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載

各国出身の外国人や一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載

アンバサダーを活用した情報発信

概　要

日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして活動。WEB・SNSを活用した情報発信の強化を実施。

活動内容

ＳＮＳ投稿コンテンツの作成（日本での生活・仕事内容等を紹介）

インタビュー対応（働いている施設の紹介・Ｑ＆Ａの作成）

広報活動（母国へ向けたオンラインセミナーやイベントへの出演）

アンバサダー：計20名
国別：フィリピン 3人　ベトナム ８人　ミャンマー 1人
タイ 1人　カンボジア 2人　スリランカ 2人
インドネシア 2人　バングラディッシュ 1名

※令和4年度実績

オンラインセミナー等への出演

アンバサダー提供の画像をもとに動画の作成・PR

アンバサダーの投稿

外国人向けオンラインセミナー

Japan Care Worker Guide Online Seminar

主催：Japan Care Worker Guide運営事務局

対象：各国在住の、日本での生活や就労に興味を持つ学生層など

新型コロナウイルス感染防止のため各国完全個人視聴でのオンライン開催

※新型コロナウイルス感染症の収束後は現地学校などに集合しての視聴も実施

（実際の映像）

インドネシア

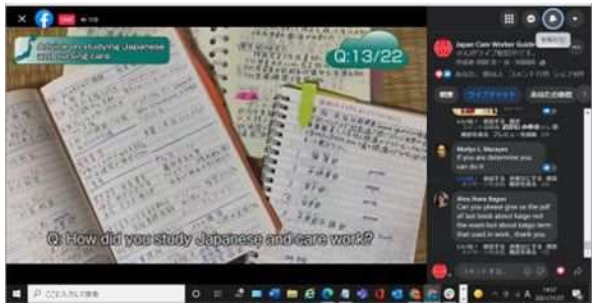

ベトナム

モンゴル

フィリピン

タイ

厚生労働省国際保健ビジョン
について

海外からの外国人介護人材の戦略的な獲得に向けて（取組と課題の整理）

1．基本認識

・将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することは重要な課題。国内人材の確保等の取組を講じてもなお人手不足は深刻化しており、**外国人介護人材についても、質と量の両面を確保できるように取組を強化**していくことが必要。
・日本は、実態としてアジア諸国からの最大の受入れ国。全てのスキルレベルに産業と雇用があり、エントリーレベルの労働者の育成にも一定の評価があるなど、今後の人材獲得に向けたポテンシャルを有する。
・介護分野では、介護保険制度の下で、他国に先駆けて**質の高い介護サービスの提供環境が構築**されるとともに、介護福祉士を始めとする**介護職員のキャリアパスを整備**してきた。
・世界的な人材獲得競争の中で、こうした強みを活かしつつ、介護分野の人材確保を進めるため、**海外現地への働きかけや定着支援を、より戦略的に進めていく**。

2．現在の取組

（1）海外現地への働きかけ

○特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施

✓ 2024年３月時点で海外12カ国、日本国内で試験を実施。ミャンマーなど受験者が急増する地域の試験会場・定員を増設
✓ これまで介護技能評価試験に計75,220名、介護日本語評価試験に計77,312名が合格（2019年４月～2024年１月試験実績）

○海外に向けた日本の介護についてのPR

✓ 日本の介護施設で働く外国人職員が参加して質問に答える「海外向けオンラインセミナー」を令和２年から10か国23回開催。
✓ 外国人目線で知りたい情報をまとめた「Japan Care Worker Guide」を９言語で運営。Facebookファンは約11万人。
✓ 日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして、WEB・SNSで情報発信。

○帰国後のネットワーク構築（国際厚生事業団の独自事業）

✓ EPA候補生の帰国後のネットワークを構築するためのイベントを実施。昨年度ベトナム、今年度インドネシア・フィリピン・ベトナムで開催。

（2）定着支援

○介護福祉士国家試験に向けた学習支援

✓ 介護福祉士国家試験のための学習教材を多言語に翻訳しウェブサイト等を通じて周知、国家試験対策の講座を開催

○介護人材が働きやすい職場環境の構築支援

✓ 介護福祉士の資格取得支援やメンタルヘルスのケアのために介護事業者にかかる経費の助成
✓ 介護事業者がeラーニングシステムなどの支援ツールの導入に要する費用の助成

海外からの外国人介護人材の戦略的な獲得に向けて（取組と課題の整理）

3．主な課題と対応の方向性

※令和５年12月20日開催「海外からの介護人材の戦略的受入れのための有識者意見交換会」や令和５年度老人保健事業推進費等補助金事業「海外における外国人介護人材獲得に関する調査研究事業」で得られた知見に基づき整理

(1) 海外現地への働きかけ

- 経済発展や地域・対象層等に応じた募集アプローチが必要
  →ベトナム・フィリピンは地方部で募集するなど工夫が必要。ベトナムでは認知症など高齢化に対する問題意識が高まっている。ミャンマーは日本に親和的な環境から増加傾向。インドネシアやインドは人口規模等から今後の受入れ拡大が期待
- 日本の介護分野での就労機会や日本の介護の考え方を知ってもらうこと等が必要。
  特に新興国では、日本へ送出しルートの確立が課題
  →送出しを担う職業紹介事業者が少ない、親族の経験談など身の回りの情報で行先国が左右される等
- 介護技術や日本語について現地で入国前に学習できる環境が必要
  →学習内容や学習期間、費用負担のほか、教育機関との連携等を考慮
- やむを得ず帰国する場合でも、現地の介護産業で就労するなど活躍の場が確保されていれば、日本での就労インセンティブとなる
- 日本の介護技術を標準化し、アジア諸国で普及していくことが、帰国後の活躍の場や、日本人職員の海外の介護施設への派遣にも繋がるのではないか　※資格の相互承認も検討課題

(2) 定着支援

- 安心して働ける就労・生活環境の整備が重要【事業者、関係団体、地方自治体】
- 介護現場の多様なキャリアパスを示すことや、介護福祉士国家試験の資格取得に向けた試験対策・学習支援、国家試験を受験しやすい環境の整備が必要【国、関係団体、事業者】
- 受入れ側が外国人介護人材のイメージを持てるよう工夫が必要【国、職業紹介事業者】
  →手間とコストをかけて受け入れた海外人材は定着しやすいとの声もあるが、特に受入れ実績の少ない新興国の人材は、イメージが持ちにくい傾向

引き続き、外国人介護人材の受入れに関わる有識者からご意見をいただくとともに、
海外現地での説明会の開催など戦略的な掘り起こしの強化、関係者のネットワーキングなど、
海外人材の獲得力の強化のための方策を検討する。

アジア諸国を含むインド太平洋地域における医療・介護の好循環の実現

医療のインバウンド・アウトバウンド等への戦略的な取組を通じて、アジア諸国をはじめとするインド太平洋地域における国際貢献や、我が国の医療・介護産業の成長・更なるイノベーションにつなげていく。

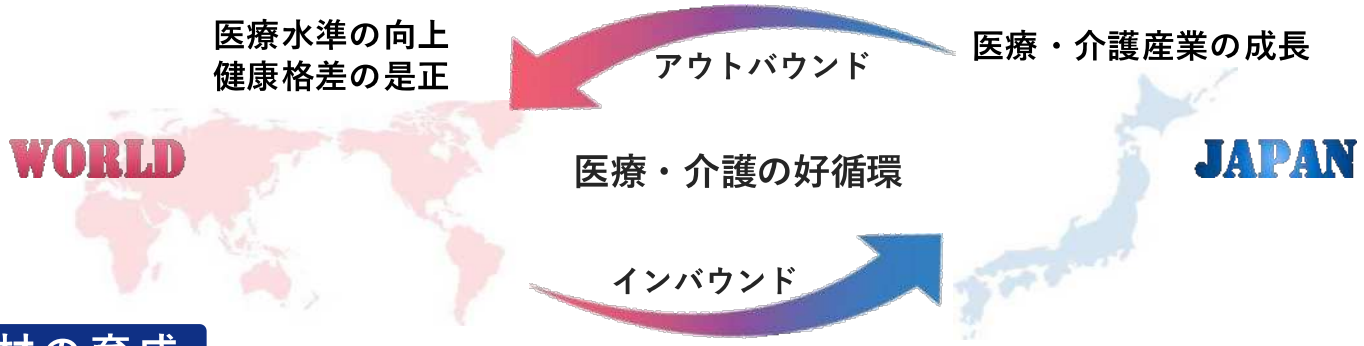

外国医療人材の育成

アジア諸国を始めとするインド太平洋地域における医療水準の向上や健康格差の是正に資する外国医療人材の育成を推進

◆ ERIAへの拠出金による奨学金を活用した、日本の大学医学部への外国人留学生受入れモデル構築（※）のための実証（20名規模）事業の実施　（※）大学の医学部定員や外国人留学生の受入れ体制等の具体的なスキームの内容も検討

医療のインバウンド・アウトバウンド

訪日外国人患者の受入（インバウンド）や医薬品・医療機器の海外展開（アウトバウンド）を推進

◆ 医療研究の発展等に資する医療インバウンド（治療等を目的に訪日する外国人に対する高度な医療等の提供）を推進
◆ 医療機関等における医療通訳の配置等、外国人患者の受入れ体制の整備を推進
◆ ＪＩＨＳを主体として、医療従事者等の派遣や研修生の受け入れを通じ、医療技術等の国際展開を推進
◆ 開発途上国・新興国等におけるニーズを踏まえた医療技術等の実用化のための研究事業を実施
◆ 国際機関における調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開を促進

介護分野の好循環の実現を目指した海外現地への働きかけの強化

◆ 現地教育機関等との連携強化など海外からの介護人材の確保に積極的な介護事業者の支援
◆ 日本から帰国した介護人材のネットワーク構築の推進